

## 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

(平成20年3月10日国土交通省告示第283号)

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第六条第二項及び第三項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項の規定に基づき、第六条第三項に規定する昇降機及び第六条の二の二第三項に規定する観光用エレベーター等(以下単に「昇降機」という。)について建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第十二条第三項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する検査及び法第十二条第四項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する点検(以下「定期検査等」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第六条の二の三第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第六までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査等以降に不具合が生じている場合にあっては、当該不具合に係る同表(い)欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター(次号から第四号までに掲げるものを除く。) 別表第一

二 油圧エレベーター(次号及び第四号に掲げるものを除く。) 別表第二

三 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 別表第三

四 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの 別表第四

五 エスカレーター 別表第五

六 小荷物専用昇降機 別表第六

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査

の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 昇降機の検査結果表は、施行規則第六条第三項及び第六条の二の二第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第一第一項第一号に規定する昇降機 別記第一号
- 二 第一第一項第二号に規定する昇降機 別記第二号
- 三 第一第一項第三号に規定する昇降機 別記第三号
- 四 第一第一項第四号に規定する昇降機 別記第四号
- 五 第一第一項第五号に規定する昇降機 別記第五号
- 六 第一第一項第六号に規定する昇降機 別記第六号

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三十一日国土交通省告示第四一五号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年九月二十八日国土交通省告示第一〇二四号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の規定にかかわらず、法第十二条第三項に基づく検査及び報告並びに同条第四項に基づく点検については、平成二十二年三月二十七日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二四年一二月一二日国土交通省告示第一四四九号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八七号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二八日国土交通省告示第一二七四号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇八号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月一日国土交通省告示第一一七九号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。